

平成 2 9 年 9 月

射水市議会定例会議案説明書  
( 議 員 提 出 議 案 )

## 議員提出議案第 2 号

### 射水市議会基本条例の制定について

( 説 明 )

地方自治における二元代表制の一方を担う議会が、積極的な議会活動を行うことにより市民に開かれた信頼される議会を構築し、市民福祉の向上及び市勢の伸展を図るため、議会のあり方や理念を定める条例を新たに制定するもの。

#### 1 規定内容

第 1 章 総則 ( 第 1 条 第 4 条 )

第 2 章 議員の活動原則 ( 第 5 条 第 7 条 )

第 3 章 議案及び政策の審議及び調査 ( 第 8 条 第 1 8 条 )

第 4 章 議会と市民との関係 ( 第 1 9 条 第 2 3 条 )

第 5 章 議会の機能強化 ( 第 2 4 条 第 2 7 条 )

第 6 章 見直し手続 ( 第 2 8 条 )

#### 2 施行期日

条例公布の日

## 議員提出議案第 3 号

### 射水市議会会議規則の一部改正について

( 説 明 )

「射水市議会基本条例」を新たに制定することに伴い、射水市議会会議規則の規定について、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

射水市議会基本条例第 22 条に規定する「広報委員会」を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として位置付けるため、射水市議会会議規則第 166 条の別表に追加するもの。

#### 2 施行期日

射水市議会基本条例（平成 29 年射水市条例第 号）施行の日